

# 診療明細書の発行について

当クリニックでは、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。

医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく視点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますのでご理解をよろしくお願いいたします。

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

## 初診料 機能強化加算に規定する基準に係る事項

当クリニックでは地域におけるかかりつけ医機能として、必要に応じて以下の対応を行っております。

- ・受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行います。
- ・専門医師又は専門医療機関への紹介を行います。
- ・健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じます。
- ・保健・福祉サービスに関する相談に応じます。
- ・診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行います。

また、医療機能情報提供制度（医療情報ネット）を利用してかかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関を検索できます。

## 一般名処方名加算に規定する基準に係る事項

当クリニックでは後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いております。当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方※を行っております。これにより特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは医薬品の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。

## 長期処方・リフィル処方せんについて

当院では患者さんの状態に応じ、

**・28日以上<sup>※</sup>の長期の処方を行うこと**

**・リフィル処方せんを発行すること**

のいずれかの対応も可能です。

※ なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断いたし致します。一部では長期処方やリフィル処方せんの交付ができないお薬がございます。

## 情報通信機器を用いた診療の基準に係る事項

情報通信機器を用いた診療の初診において向精神薬の処方はいけません。

## 長期収載品の選定療養費について

長期収載品(後発医薬品がある先発医薬品)を患者様の希望で使用する際に選定療養費として自己負担が発生します。

### ◆対象となる医薬品

- ・外来患者様の院外処方、院内処方
- ・後発医薬品が発売され、5年以上が経過した先発医薬品(準先発医薬品も含む)
- ・後発医薬品への置き換え率が50%以上を超える先発医薬品

### ◆対象外となる場合

- ・医師が医療上の必要性があると判断し長期収載品を処方した場合
- ・在庫状況等などにより後発医薬品の提供が困難な場合
- ・バイオ医薬品

### ◆自己負担額について

- ・長期収載品の価格と後発医薬品内での最高価格との価格差の2分の1
- ※別途消費税が課税されます

## 電子的診療情報連携体制整備加算及び電子的歯科診療情報連携体制整備加算に係る事項

当院では以下の体制を整備しております。

- ・診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。
- ・マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ・算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付しています。